

集合住宅・集団住宅、事業用建築物を建築される方へ

清掃事務所では保管場所や集積所の位置を実際に確認しますので、審査には数日かかります。申請書類は時間に余裕を持って提出してください。

廃棄物保管場所等に関する 事前協議・各種届出書 作成の手引き

(Webダウンロード版)



ごみゼロのまち目黒をつくろう！



平成23年4月
目黒区清掃事務所

集合住宅や事業所・商店などの事業用建築物から排出される廃棄物や資源物を適正に保管・排出・収集するためには、廃棄物保管場所を設置するとともに、管理責任を明確にしておくことが必要です。

そこで、これらの建築物の計画を予定されている建築主の方には、建築計画の段階で、廃棄物に関する事前協議を清掃事務所に行っていただいています。

この手引きは、建築物の用途や規模ごとに、廃棄物に関する各種手続きについて説明したものです。内容について不明な点がありましたら、清掃事務所にお問い合わせください。

【目次】

協議事項・提出書類一覧	1
集合住宅・集団住宅を建てる場合	2
事業用途の建築物を建てる場合	8
設置基準・配置例など	
(1) 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準	13
(2) 事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準	17
(3) 廃棄物保管場所等の配置例	19
各種算定様式の記入例	
(1) ごみ・資源の容器数の算定表	22
(2) 保管場所面積の算定表	23
(3) 用途別床面積内訳書(事業系・住宅系)	25
条例・規則・要綱	
(1) 廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例・規則(抜粋)	27
(2) 大規模集合住宅における廃棄物保管場所等の管理に関する指導要綱	30
(3) 集合住宅等の廃棄物保管場所等の設置及び管理に関する指導要綱	31
(4) 事業系大規模建築物における廃棄物の減量及び適正管理に関する指導要綱	34
(5) 事業用建築物における廃棄物の減量及び適正管理に関する指導要綱	36



事前協議や届出に必要な各種様式については、
目黒区のホームページからダウンロード及び電子申請ができます。
<http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

問合せ先・各種届出提出先

目黒区清掃事務所

目黒区目黒本町 2 13 19 電話(3719)5345